

第6章 被災者台帳の作成・利用

被災者台帳の作成・利用

被災者台帳を作成・利用します。

(この項目で検討する事項)

○被災者台帳の作成・利用

○被災者台帳の作成・利用

●被災者台帳を作成します。

- ◇ 被災者台帳は、災害発生時に市町村が「被災者の援護を実施するための基礎」として作成できるものです。
- ◇ 作成に当たっては、市町村の規模、被害の状況等を踏まえ、その必要に応じ、適切な手段により作成されることが望ましいところです。そのため、法及び規則に規定する情報が記載・記録されているものであれば、システムの活用、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えありません。
- ◇ 被災者台帳に係る関係部署は、被災者台帳の主担当部署のほか、その作成に際し被災者台帳に記載・記録する情報を提供する部署、被災者台帳を利用して被災者の援護を行う部署など多岐にわたることから、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成するためには、平時から各部署が連携して準備する必要があります。
- ◇ 特に、被害認定担当部署（及び罹災証明書交付部署）と被災者台帳の主担当部署が異なる場合には、被害の状況について、①どのように取りまとめて、②どのように関係部署に周知し情報を共有するのか、平時からルールを定めておくことがより適切と考えられます。
- ◇ 内閣府(防災担当)では、Excel及びAccessによる「簡易なファイル」を提供しています。また、被災者台帳の作成に関する留意事項について、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」(平成29年3月 内閣府(防災担当))別添2においてチェックリスト形式で記述しています。いずれも以下のURLから確認できます。
- ◇ なお、被災者台帳を作成する場合、罹災証明書交付台帳を作成する必要はありません（第5章2．罹災証明書交付台帳の作成）。
- ◇ 罹災証明情報を含む特定個人情報を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、条例で定めた場合には、個人番号を利用して当該申請に係る被災者の罹災証明書情報を確認できるようになることから、被災者台帳にも個人情報付記し、個人情報を活用した庁内連携が可能となります。

<被災者台帳(内閣府ホームページ)>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/daichou.html>

＜被災者台帳作成による効果＞

- 的確な援護実施（援護の漏れ、二重支給等の防止）
 - 援護の必要がある被災者の状況を的確に把握することにより、援護の漏れの防止が可能
 - 被災者台帳の記載・記録事項を確認することにより、二重支給の防止が可能
 - 例えば、「他の援護策の対象者は対象外」とする要件がある援護策の場合などにおいて、当該被災者に係る援護状況に係る事実確認が容易
- 迅速な援護実施
 - 被災者に係る情報を被災者台帳に集約して記載・記録することにより、迅速な被災者の援護が可能
- 被災者の負担軽減
 - 被災者が市町村の担当部署ごとに同様の申請等を行わずに済ませる運用が可能
- 関係部署の負担軽減（関係情報共有による重複の排除）
 - 被災者に係る情報を収集した部署が、その情報を被災者台帳に記載・記録し、関係部署間で共有することにより、情報収集等事務の重複を防止することが可能

● 被災者台帳を利用します。

- ◇ 被災者台帳を利用することにより、様々な被災者支援策を、迅速かつ的確に行うことが期待されます。
- ◇ 被災者台帳を活用することで、従来申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策（当該市町村業務）について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能となります。
- ◇ 台帳情報を利用した罹災証明書の添付を不要とする運用は、被災者と関係部署の双方の負担を軽減するとともに、迅速な被災者の援護の実施に寄与するものと考えられることから、当該市町村が被災者の援護を行うにあたり、これに係る申請に際し、罹災証明書の添付が不要となる施策等については、あらかじめ住民への周知も行っておくことが適切です。
- ◇ このほかにも、台帳情報を利用することにより、迅速な被災者の支援の実施や被災者や関係団体の負担軽減に繋がる事務等について、平時より検討を進め、関係部署と調整を図ることが望ましいところです。

<台帳情報の利用イメージ>

利用イメージ	具体的内容
添付書類の省略（台帳作成市町村の手続）	被災者が市町村に対し給付・減免等の申請を行う場合、市町村が被災者の被害状況や罹災証明書の交付記録等を確認することにより手続を進め、罹災証明書等の添付を不要とする。
添付書類の省略（台帳作成市町村以外の者の手続）	被災者が台帳作成市町村以外の者に対し公共料金減免等の申請を行う場合、台帳作成市町村からその者に対し台帳情報の提供を行うことにより、被災者からその者への罹災証明書等の添付を不要とする。（ただし、地方公共団体以外の者に台帳情報を提供する場合は、台帳情報の提供について本人同意が必要）
被災状況に応じた援護の漏れ防止	給付金、各種減免猶予、義援金等を受けられる要件を満たしているにもかかわらず手続がなされていない者を台帳情報から抽出して案内を行う。
二重支給等の防止	台帳情報を確認することにより給付金、義援金等が二重に支給されることがないようにする。
被害状況や居所・連絡先等の共有	- 各部署等が行う被災者の援護の実施状況や、住所地から避難した場合などにおける現在の居所・連絡先等を被災者台帳に記載・記録して共有することにより、各部署が重複して被災者の状況や居所・連絡先の確認を行うことなく、市町村が保有している直近の情報を基に迅速に援護を行う。 - 被災者の被害状況やこれまでの援護の記録等から、今後の被災者の生活再建に向けた措置の検討等に利用する。
要配慮者への援護	避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者に対しても適切な援護を行うため、必要な配慮内容に応じ、要件に当てはまる者を抽出する。

<参考>

「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年3月 内閣府（防災担当））

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya_jitumuhontai.pdf